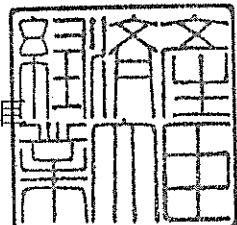


経 濟 産 業 省

20180704資第24号
平成30年7月31日

原子力規制委員会 殿

経済産業大臣



日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置
変更許可（発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取につい
て及び東京電力ホールディングス株式会社について（回答）

平成30年7月4日付け原規規発第1807043号により意見照会のあつた標記の件については、許可することに異存はない。

経済産業省としては、日本原子力発電株式会社東海第二発電所について、新規制基準に適合すると認められた場合、平成30年7月3日に閣議決定された「エネルギー基本計画」の方針に従って、再稼働を進め、その際、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう取り組むこととしており、貴委員会や関係府省とともに、適切に対応していく所存である。

なお、当該意見照会において言及のあった東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）による日本原子力発電株式会社に対する資金的な協力（以下「資金的協力」という。）を含め、東京電力による個別の経営判断は、賠償や廃炉、安定供給に大きな支障を及ぼすようなおそれがある場合を除いて、取締役会のガバナンスの下、経営陣の責任において行われるべきものである。その上で、東京電力からは、経営判断を行うに当たっては、新々・総合特別事業計画（平成28年5月18日認定）に示された「廃炉や賠償の費

用の捻出に向けて、企業価値を高め、国民負担の抑制と国民還元を実現する」との方針に適合するか否か、またそれにより賠償や廃炉、安定供給に大きな支障を及ぼすおそれがないかを確認しているとの説明を受けている。

したがって、資金的協力を含め、東京電力の経営判断のあり方は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の趣旨及び新々・総合特別事業計画の内容に照らして問題はないものと考えている。

さらに、平成30年7月4日付け原規規発第1807042号により意見照会のあった標記の件について、経済産業省としては、従来通り、個別の経営判断に左右されることなく、引き続き東京電力を適切に監督・指導していく。